

総論

各論  
(自治の推進)

補足

<b>前文</b>
越谷の特性・発展可能性、まちづくりの目標等 【運営・調整委員会】
<b>第1章 総則</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の目的 【運営・調整委員会】</li> <li>・条例の位置づけ(最高規範性) 【運営・調整委員会】</li> <li>・(用語の)定義 【運営・調整委員会】</li> </ul>
<b>第2章 自治の基本理念と基本原則</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治の基本理念 【運営・調整委員会】</li> <li>・参加及び協働の原則 【運営・調整委員会】</li> <li>・情報共有の原則 【運営・調整委員会】</li> <li>・自主・自立の原則 【運営・調整委員会】</li> </ul> (法令の自主解釈、財政自治の原則、対等及び協力の原則)
<b>第3章 市民・コミュニティ</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民 【第1部会】</li> <li>・地域コミュニティ 【第1部会】</li> <li>・市民活動団体 【第1部会】</li> </ul>
<b>第4章 議会・行政</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会 【第2部会】</li> <li>・市議会議員 【第2部会】</li> <li>・市長 【第2部会】</li> <li>・市職員 【第2部会】</li> <li>・行政運営の原則 【第3部会】</li> <li>・総合振興計画 【第3部会】</li> <li>・財政運営 【第3部会】</li> <li>・組織 【第3部会】</li> </ul>
<b>第5章 住民投票</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票 【第1部会】</li> </ul>
<b>第6章 地域環境</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境創造の基本理念 【第1部会】</li> <li>・協働による良好な地域環境(自然、生活、生産、文化)の創造 【第1部会】</li> </ul>
<b>第7章 条例の実効性の確保</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例執行状況の検証(条例推進組織の設置) 【運営・調整委員会】</li> <li>・条例の改正手続き 【運営・調整委員会】</li> </ul>

<b>補足説明・要検討事項</b>
<p>市民権の実現によって、市民自治(住民自治)の力を飛躍的に向上させ、団体自治とともに総合的な自治力を向上させ、まちづくりの目標を実現する。</p> <p>条例の名称を別途検討する必要あり。            「市」「協働」「市民」「住民」「コミュニティ」「自治力」「市民自治」「団体自治」「市民力」「市民権」などの定義を検討することが必要。</p> <p>市民自治の向上のための基本的な考え方を確認することが必要。            「子ども(の権利)」の扱いの再確認。</p> <p>「行政運営の原則」で、市民サービスの向上、説明責任・情報公開、市民参画・協働、行政評価、行政手続、危機管理、委任・委託等を扱う。</p> <p>発議・請求、結果の取り扱い等検討することが必要。</p> <p>生活環境のなかで、福祉、子育ての環境等を含めて考える。            文化環境のなかで、教育、学習の環境を含めて考える。</p> <p>条例執行状況の検証で、市民参画による条例推進組織の設置を検討する。</p>